



繊維製床敷物の構造に関する試験方法

JIS L 1021:1999

(JCMA)

平成 11 年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条において準用する第12条第1項の規定に基づき日本カーペット工業組合(JCMA)から工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申し出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS L 1021-1992は改正され、この規格に置き換えられる。

JIS L 1021には、次に示す附属書がある。

附属書A(規定) 繊維製床敷物—基部上のパイル厚さ非破壊測定方法—ロンツゲージ法

附属書1(参考) 95 %確率水準及び両側信頼(土限界)でのスチューデントのt

附属書B(参考) ロール物で敷物全体の質量から単位面積当たりの全質量を測定する方法

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 49.10.1 改正：平成 11.5.20

官 報 公 示：平成 11.5.20

原 案 作 成 者：日本カーペット工業組合 (〒550-0005 大阪市西区本町 1-9-16 大恵ビル 7 階：TEL 06-6543-3334)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 消費生活部会（部会長 小見山 二郎）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課 環境生活標準化推進室 [〒100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号：TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

繊維製床敷物の構造に関する試験方法 L 1021:1999

Testing methods for construction of textile floor coverings

1. 適用範囲 この規格は、繊維製床敷物⁽¹⁾（以下、敷物という。）の試験における一般的な試料・試験片の採取方法とともに、寸法、厚さ、質量などの構造に関する試験方法について規定する。

注⁽¹⁾ 使用面が繊維材料で構成され、一般に床材として使用されるもの。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

- ISO 1763: 1986 Carpets—Determination of number of tufts and/or loops per unit length and per unit area
- ISO 1765: 1986 Machine-made textile floor coverings—Determination of thickness
- ISO 1766: 1986 Textile floor coverings—Determination of thickness of pile above the substrate
- ISO 1957: 1986 Machine-made textile floor coverings—Sampling and cutting specimens for physical tests
- ISO 3018: 1974 Textile floor coverings—Rectangular textile floor coverings—Determination of dimensions
- ISO 8543: 1986 Textile floor coverings—Methods for determination of mass
- ISO 10834: 1992 Textile floor coverings—Non-destructive measurement of pile thickness above the backing—WRONZ gauge method

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS L 0212-1 繊維製品用語(衣料を除く繊維製品)－第1部：繊維製床敷物

JIS L 1030-2 繊維製品の混用率試験方法－第2部：繊維混用率

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

JIS Z 8806 湿度－測定方法

3. 定義 この規格で用いる主な定義は、JIS L 0212-1による外、次による。

a) **試験室の標準状態** 温度、湿度及びそれらの許容差が、JIS Z 8703に規定の 20 ± 2 °C, (65±2) %の状態。

備考 湿度測定には、JIS Z 8806に規定する気象庁形又はアスマン通風乾湿球湿度計を用い、スプリング式による湿度表によって湿度を求める。

b) **試料・試験片の標準状態** 試料又は試験片を予備乾燥（温度 40 ± 5 °C）して水分率を公定水分率以下にした後、標準状態の試験室又は装置内に放置し、1時間以上の間隔で質量を量り、その前後の質量差が後の質量の0.1 %以下になった状態。

備考 公定水分率0 %の繊維については、予備乾燥を行わなくてもよい。公定水分率は、JIS L 1030-2の表1による。

c) **絶乾状態** 温度 105 ± 2 °Cの熱風乾燥機、赤外線乾燥機、減圧乾燥機などの中に放置して、15分以上の間隔で試料の質量を量り、その前後の質量差が後の質量の0.1 %以下になった状態。このときの質量を絶乾質量という。

d) **恒量** 水分平衡のときは1時間以上、絶乾状態のときは15分以上の間隔で試料の質量を量り、その前後の質量の差が後の質量の0.1 %以下になったときの質量。

e) **パイル** 糸や繊維で構成されたカーペットの一部分。カットとループがあり、基部から突き出して使用面としての働きをもつ。